

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

邑楽町は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(以下、「障害者総合支援法」という。)に関する事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなりスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

邑楽町長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づき、障害者に対して各種の支援をする事務を実施する。
③システムの名称	障害者福祉システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
総合支援受給者ファイル 受給者異動連絡票(訂正連絡票)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表】</p> <p>(表における情報照会の根拠) ・144、145、146の項</p> <p>(表における情報提供の根拠) ・11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155、161の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉介護課 障害福祉係
②所属長の役職名	福祉介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	住民保険課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉介護課 障害福祉係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5024
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		基本的に申請者本人からマイナンバーの提供を受けている。住基ネットを利用して確認する場合は、各個人がパスワードと静脈認証登録し、責任の所在を明確にしている。

9. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネットを利用する際、各個人がパスワードと静脈認証を登録し責任の所在を明確にしている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	障害者総合支援に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に関する事務	事後	
平成29年1月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	障害者総合支援法に基づき、障害者に対して各種の支援をする事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づき、障害者に対して各種の支援をする事務	事後	
平成29年1月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	障害者福祉システム、団体内統合宛名システム	障害者福祉システム 団体内統合宛名システム	事後	
平成29年1月6日	2. 特定個人情報ファイル名	障害者福祉ファイル	総合支援受給者ファイル 受給者異動連絡票(訂正連絡票)ファイル	事後	
平成29年1月6日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の 11,12,13,34,47,84の項	番号法第9条第1項及び別表第一の第84項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
平成29年1月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条7号 別表第二 109の項	【番号法第19条第7号及び別表第二】	事後	
令和1年6月1日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月1日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和7年8月1日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の第84項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	・番号法第9条第1項 別表117の項	事後	
令和7年8月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【番号法第19条第7号及び別表第二】 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項 108、109、110の項 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項	【番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表】 (表における情報照会の根拠) ・144、145、146の項 (表における情報提供の根拠) ・11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155、161の項	事後	
令和7年8月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署	健康福祉課 障害福祉係	福祉介護課 障害福祉係	事後	
令和7年8月1日	5. 評価実施機関における担当部署	健康福祉課長	福祉介護課長	事後	
令和7年8月1日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	住民課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015	住民保険課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015	事後	
令和7年8月1日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉課 障害福祉係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5024	福祉介護課 障害福祉係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5024	事後	
令和7年8月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年8月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年8月1日	IV8. 人手を介在させる作業	-	〈新設〉	事後	
令和7年8月1日	IV11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	〈新設〉	事後	